

神奈川県告示第 601 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用の手続を開始する旨を申立てがあった。

平成 26 年 12 月 2 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

横浜市

2 事業の種類

(1) 横浜国際港都建設道路事業 3・2・13 号川向線（川向地区）

(2) 横浜国際港都建設道路事業 3・3・26 号川崎町田線（関連外郭部）

3 手続が開始される土地

横浜市都筑区川向町及び東方町地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市都筑区総務部区政推進課